

# 理 由 書

本理由書は、羽生都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I 羽生都市計画区域の位置等

羽生都市計画区域は、都心から約60km圏、本県の北東部に位置しています。

また、羽生都市計画区域に含まれる土地の区域は、羽生市の行政区域の全域です。

### 【3・3・1号国道122号線】

本路線は、羽生市の大字上新郷字西福寺地先を起点とし、羽生市の大字下川崎字下に至る延長約8,020m、幅員23.5mの幹線街路です。

### 【3・3・17号国道125号羽生バイパス線】

本路線は、羽生市の大字下新郷字西を起点とし、羽生市の大字須影字上川田に至る延長約2,320m、幅員23.5mの幹線街路です。

### 【3・3・18号国道125号羽生バイパス線】

本路線は、羽生市の大字須影字下戸の内を起点とし、羽生市の大字町屋字本村に至る延長約1,750m、幅員23.5mの幹線街路です。

## II 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和2年7月）を定めました。同指針に基づき、未整備・事業中区間を有する都市計画道路の必要性や構造の適正さの検証を行った結果、3・3・1号国道122号線については一部区間の幅員を変更することとしました。

## III 変更の理由

3・3・1号国道122号線、3・3・17号国道125号羽生バイパス線及び3・3・18号国道125号羽生バイパス線は、羽生市内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、沿線では、物流倉庫や大規模商業施設の開業が相次ぐなど、交通需要が高まっています。

このため、一部区間の幅員を変更するとともに、交差点形状を変更するものです。

併せて、車線数を4及び6に決定するものです。

#### IV 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・1号国道122号線	約8,020m	4車線 (-)	23.5m	・一部区間の線形変更 ・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・3・17号 国道125号羽生バイパス線	約2,320m	4車線 (-)	23.5m	・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・3・18号 国道125号羽生バイパス線	約1,750m	4車線 (-)	23.5m	・一部区間の線形変更 ・一部区域の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

#### V 関連する都市計画

なし